

令和2年4月14日

加茂市立小・中学校児童生徒の保護者様

加茂市教育委員会教育長

加茂市立小・中学校の教育活動について

春暖の候、保護者様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
平素は、当市立小・中学校の教育活動にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
ます。

さて、県立学校につきましては、県教育長「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業について」により、学校保健安全法第20条の規定に基づき、令和2年4月15日（水）から5月6日（水）まで臨時休業とした旨の通知がありました。

このことについて、加茂市コロナウイルス対策本部で協議した結果、加茂市立小・中学校の教育活動については、下記のとおりに対応とさせていただきますので、お知らせいたします。

教職員と教育委員会が一丸となって、子どもたちの生命の安全と健康の保持に取り組んでいきます。保護者の皆様におかれましては、何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、日々状況が変化しているため、新型コロナウイルス感染症発生状況等を踏まえ、今後も変更があることを申し添えます。

記

1 教育活動について

- 新潟県が現在感染拡大警戒地域に該当しない、加茂市内で新たな感染者を確認できていないことから、**加茂市立小・中学校を臨時休業としません。**

2 その他

- (1) 令和2年4月7日付新潟県知事ならびに加茂市長の「お願い」文書もご覧ください。
- (2) このことについてのお問い合わせは、担当までお願いいたします。

<担当>

加茂市教育委員会学校教育課

課長 北原利章

TEL 0256-52-0080 (代)